

横浜市マンション・アドバイザーの登録等に関する要領

制 定 平成 15 年 3 月 31 日 (建民第 184 号)

最近改正 平成 26 年 3 月 28 日 (建住計第 1150 号)

(目的)

第 1 条 この要領は、横浜市マンション・アドバイザー派遣事業制度要綱（以下「要綱」という。）により派遣されるマンション・アドバイザーの選定・登録及び職務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(マンション・アドバイザーの資格)

第 2 条 登録を申請できる者は、次の各号に該当する個人とする。

- (1) 次の何れかの資格を有する者のうち、マンションに関する 5 年以上の実務経験を有する者
 - ア 一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士、第 1 種電気主任技術者
 - イ マンション管理士
 - ウ 管理業務主任者（管理業者として勤務していない場合に限る。）
 - エ 弁護士、司法書士、公認会計士、税理士
- (2) 市内在住・在勤又は市内で活動の実績のある者

(登録の申請)

第 3 条 マンション・アドバイザーの登録を受けようとする者は、次の書類等を市長に提出するものとする。

- (1) マンション・アドバイザー登録申請書 (第 1 号の 1 様式)
- (2) マンション・アドバイザー経歴書 (第 1 号の 2 様式)
- (3) マンション・アドバイザー登録者リスト (第 1 号の 3 様式)
- (4) その他必要と認められる書類

(選定)

第 4 条 市長は、要綱の施行時及び隔年ごとを原則に、期間を定めマンション・アドバイザーの募集を行うものとする。

2 市長は、マンション・アドバイザー登録申請書が提出されたときは、申請内容を審査するとともに次条に定める検討委員会の助言を得たうえで、適当と認める場合にはこれを選定するものとする。

3 選定は、隔年度毎に行うことを原則とする。ただし、必要に応じ、期間途中において臨時に選定することができる。この場合、選定の有効期間は、次の定例の選定までとする。

(検討委員会)

第 5 条 前条に定めるマンション・アドバイザーの選定及び第 9 条に定めるマンション・アドバイザーの登録の抹消について助言を行うことを目的に、検討委員会を設置する。

(講習会の実施)

第6条 マンション・アドバイザーに登録しようとする者は、横浜市が実施、又は指定する講習会を修了しなければならない。

(人員)

第7条 マンション・アドバイザーの人員は、概ね200名とする。

(登録)

第8条 市長は、マンション・アドバイザーを選定したときは、その氏名等をマンション・アドバイザー登録名簿(第2号様式、以下「名簿」という。)に登録し、閲覧に供するものとする。

2 市長は、マンション・アドバイザーを名簿に登録したときには、当該申請者に登録決定通知書(第3号様式)により通知し、登録証(第4号様式)を交付するものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録を受けたマンション・アドバイザーが、この要領で定める事項に違反したとき、又はその他マンション・アドバイザーとして不適当な行為を行ったときは、第5条に定める検討委員会の助言を得たうえで、必要と認める場合にはその登録を抹消することができる。

(有効期間)

第10条 登録の有効期間は、登録の日から2年とする。

(職務)

第11条 マンション・アドバイザーの職務は、マンション管理組合等が行う維持管理・建替活動に対し、要綱第3条の活動を総合調整しつつ専門的な助言等を行うこととする。

2 マンション・アドバイザーは、横浜市の開催する研修・情報提供等の場に積極的に参加するものとする。

3 マンション・アドバイザーは、派遣先のマンション管理組合等に対し営業活動を行ってはならない。

4 マンション・アドバイザーは、派遣により知り得た情報は他にもらしてはならない。また、その任を離れた後も同様とする。

5 マンション・アドバイザーは、その業務にあたる時は、常に「登録証」を携帯しなければならない。

(研修及び情報の提供)

第12条 横浜市は、マンション・アドバイザーに対し、研修の機会を設け、マンションの維持管理、建替えに関する情報の提供を行うものとする。

(報酬)

第13条 要綱第3条第1項第1号に基づく派遣の報酬は、24,000円(交通費等を含む。)とする。

2 マンション・アドバイザーは、業務に関し市民からその他の報酬を得てはならない。ただし、要綱第3条第1項第2号に基づく委託業務に関連して別途業務が必要な場合はこの限りでない。

(担当窓口)

第14条 この要領に定める事項についての職務は、横浜市建築局住宅部住宅再生課が行う。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(マンション・アドバイザーの資格の一部の失効)

第2条第1号オの規定は、平成19年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

横浜市 長

住 所
氏 名 ⑤
電 話 ()
F A X ()
E-mail @

横浜市マンション・アドバイザー登録申請書

「横浜市マンション・アドバイザー派遣事業制度要綱」第2条第4項に定める横浜市マンション・アドバイザーとして、登録の申請をします。

なお、本申請書とともに提出した「横浜市マンション・アドバイザー登録者リスト（閲覧用）」（要領第1号の3様式）、「横浜市マンション・アドバイザー登録名簿」（要領第2号様式）等については、市民に対して情報提供することを承諾します。

※横浜市マンション・アドバイザーの登録に

- 前回に引き続き申請します。
 - 今回初めて申請します。
- （いずれかの口にチェックしてください。）

横浜市マンション・アドバイザー経歴書

平成 年 月 日現在

フリガナ				
氏名				
生年月日	年 月 日 (満 歳)			
住所	〒			
電話番号		FAX番号		
職業		E-mail	@	
勤務先名				
勤務先住所				
勤務先電話番号		FAX番号		
実績	期間	職歴等		登録要件
	～	学歴・専攻		
	～	年 月	研究又は実務歴	
	実務経験年数合計	年 月		
経 験	マンション名・地区名	活動内容(建設、管理、建替等具体的に)		
資 格	免許・資格 (登録年月日・登録番号)			
	(年 月 日・)			
	(年 月 日・)			
(年 月 日・)				

横浜市マンション・アドバイザー登録者リスト（閲覧用）①

フリガナ 氏名			写真 3.5×4.5cm
連絡先住所	〒 Tel Fax E-mail		
派遣専門分野	該当に○	内 容	横浜市 在住区
		管理委託契約等に関する検討	派遣 希望 区
		維持管理費、修繕積立金等財務に関する検討	
		管理組合の設立、運営、管理規約等に関する検討	
		長期修繕計画の策定や大規模修繕等に関する検討	
		マンションの改修や耐震性の向上に関する検討	
	マンションの建替えに関する検討		
専門分野に関する実績等	分 野	実 績 等	
	<p style="text-align: right;">（建設、管理、建替等具体的に）</p>		
専門分野に関する自己研鑽実績（研修会への参加等）			
CPD：継続的能力開発 (Continuing Professional Development)			
備考			

業務に関するPR

横浜市マンション・アドバイザー登録名簿

No.	氏名	住所（市・区）	資格	経験・実績	派遣分野			
					維	修	改	建
1								
2								
3								

建住計第 号
平成 年 月 日

様

横浜市長

横浜市マンション・アドバイザー登録決定通知書

次のとおり、横浜市マンション・アドバイザーの登録を決定しましたので、通知します。

登録番号

登録期間

年 月 日 から 年 月 日まで

横浜市マンション・アドバイザー登録証

[表面]

横浜市マンション・アドバイザー登録証		
写真 2.4cm	3.0cm	氏 名
No.	登録日(有効期限)	横浜市 市長 印

9.0cm

5.5cm

[裏面]

注 意	
1. 有効期限を過ぎたものは無効とする。	
2. 市長印のないものは無効とする。	
3. 記載事項に訂正のあるものは無効とする。	
4. 本証を第3者に貸与し、または譲渡等してはならない。	
5. 横浜市マンション・アドバイザーとして業務を行うときは、常に本証を所持し、相談者に見えるところに提示しなければならない。	
6. 本証は、横浜市マンション・アドバイザー以外の業務に使用してはならない。	
7. 本証を紛失し、または破損したときは、直ちに発行者に届け出を行い、再交付を受けなければならない。	
8. 横浜市マンション・アドバイザーの資格を失ったときは、直ちに発行者に返還しなければならない。	